

鹿児島市市民ギャラリー使用要綱（昭和46年9月1日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、広く美術を愛好する市民が自作の書画、写真等の作品（以下「展示品」という。）を気軽に発表し、若しくは鑑賞し、又は市政を広く市民に広報する鹿児島市市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）の使用について定めるものとする。

（位置）

第2条 市民ギャラリーは、鹿児島市役所庁舎東別館 1階市民ギャラリー及び西別館 1階市民ギャラリーに置く。

（使用者の範囲）

第3条 市民ギャラリーを使用できる者（以下「使用者」という。）は、鹿児島市及び市内に居住する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（展示品）

第4条 展示品の展示は、市民ギャラリーの展示パネル又は展示機を使用して行うものとする。

（展示期間）

第5条 展示品の展示期間は、同一展示品について8日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、延長することができる。

（設営等）

第6条 展示品の展示及び撤去は、使用者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間内に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 展示作業 土曜日 13時30分～17時

(2) 撤去作業 土曜日 8時30分～13時30分

（展示の制限）

第7条 市長は、展示品について庁舎管理上適当でないとして認めるときは、展示を拒否し、又は撤去させることができる。

（禁止行為）

第8条 使用者は、展示品に対する売買価格の表示その他の売買に係る行為を行ってはならない。

（使用手続）

第9条 展示品を展示しようとする者は、市民ギャラリー使用申込書（様式第1）を提出し、使用許可を受けなければならない。

（使用書の受付等）

第10条 市民ギャラリー使用申込書の受付及び市民ギャラリー使用許可書（様式第2）の交付は、企画財政局財政部管財課で行うものとする。

(賠償責任)

第11条 市は、展示品の盗難、損傷等により使用者に損害が生じても、市は、その損害の責めを負わない。

付 則

この要綱は、昭和46年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年1月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。